

統計法（平成19年法律第53号）（抄）
（立入検査等）

第15条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるとき必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

現 状

- 政府統計調査の実施に当たり、統計調査員に立入検査証が発行されている例はあるが、運用上、調査実施者（国）が明示的な形で立入検査を実施した実例は、把握されていない。

対 応 案

- 基幹統計調査の実施に際し、報告者からの報告が得られない場合の対応として、以下の事項等について検討を進め、統計法第15条に基づく資料提出要求や国による立入検査を積極的に活用することとしてはどうか。

- ・ 立入検査が必要な事例の洗い出し（例：企業グループの継続的・組織的未報告など）
- ・ 具体的な実施手順等の検討（例：企業等への事前周知、立入検査情報の公表、リソースの確保等）
- ・ 報告負担の大きい大企業等に対するプロファイリング活動を通じた支援 等